

令和4年度 第2回笛吹市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月12日（木） 午後7時
- 2 開催場所 笛吹市役所本館 3階301会議室
- 3 出席委員 堀内順一副会長 窪田けい子 中山久 雨宮由香里  
太田昭生 篠原文雄 若月福美 渡邊則 茂手木義男  
山下仁志 萩原和子 中村啓子 小林静江 芦澤栄  
芦澤義男 横田雅己 各委員

(書面出席) ※協議会規則第6条第4項の規定による  
新田治江会長 富士池昌代 望月茂賀 各委員

(欠席)  
芝垣玲子 青木香織 川部源太 古屋健 各委員

- 4 事務局 雨宮和博部長 坂本淳課長 坂本明子課長 山下由美子主幹  
田中みゆき主幹 岩澤潤司副主幹 志村仁主査 名取優介主事  
内藤ひさ美主幹 本庄由美子主査保健師

課 長 まだ見えてない委員もいらっしゃいますが、定刻を過ぎておりますので始めさせていただきます。会議を始める前に互礼を交わりたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いします。相互に礼。よろしくをお願いします。ご着席ください。

改めましてこんばんは。委員の皆様には新年早々、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、令和4年度第2回笛吹市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

なお、本日の会議に当たりまして、会長、他2名の委員より欠席のご連絡を事前にいただいており、諮問事項等について意見書の提出をいただいておりますのでご報告いたします。

それではお手元の資料に基づきまして会議を進めさせていただきます。初めに市長から挨拶をいただきます。市長よろしくお願  
いします。

市 長

皆さんこんばんは。寒いときにお集まりいただきましてありがとうございます。またコロナが蔓延している中で、会議というの  
もいかがかなと思いますけれど、できるだけ感染対策をしっかりと  
りながら進めさせていただきたいと思っております。本日は令  
和4年度第2回笛吹市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまし  
て誠にありがとうございます。

皆様もご存知のように民法の改正により、成人年齢が18歳にな  
りまして、先般、1月8日「成人式」の名称を「二十歳の誓い」に  
改め、634名の方にご出席をいただき、式典をつつがなく終わらせ  
ていただきました。レミオロメンの藤巻君からビデオレターで歌  
を届けたいと言っていたきまして、式の終わりに藤巻君の歌を  
かけさせていただきました。新成人にとりましても大変良い思い  
出になったのではないかと思います。また来年もそのような計画  
をしたいと思っております。

さて、昨年10月からは全国旅行支援が実施されており、外国人  
の方の入国者数も上限が撤廃されまして、多少石和温泉にもお客  
様が来ているのかなと思っております。また、経済対策で商品券  
を配らせていただいたり、昨年11月には4年ぶりに川中島合戦を開  
催させていただきました。クリスマスには聖なる夜の冬花火も実  
施させていただきます、2月には少し変わったスイーツマラソンを行う  
予定です。マラソンをして走ったらケーキを食べるというJTBの主  
催で、全国でも200ヶ所ほど開催しておりまして、大きいところで  
あれば大阪や首都圏では万単位の人があるというイベントでござ  
います。山梨県では初めて笛吹市でやらさせていただきます。コロ  
ナのことも意識しつつ、経済も少し動かしていかなければなりま  
せんので、そのようなことを始めさせていただいております。

今回の国保運営協議会でございますけれど、令和5年度の国民健康保険税率及び18歳以下の均等割保険税の減免について皆様にご協議をいただきたいと思っております。

なお、18歳以下の均等割保険税の減免につきましては、本市の子育て施策の一環として、県内初めての試みということでございますので、是非とも委員の皆様にご活発なご意見いただき、ご検討いただければと思っております。

また、昨年の国保運営協議会の折には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして所得の減少、税収の落ち込み等を考慮しまして、税率を据え置くということでご同意をいただきました。

昨年の12月、県より来年度の給付金の仮算定額が示されました。後ほど担当者から説明させていただきますが、国保財政の現状をご承知いただきながら来年度どのようにするか、皆様に慎重なご審議をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

課 長

市長ありがとうございました。

本日会長欠席によりまして、笛吹市市町村の国民健康保険の運営に関する協議会規則第3条により副会長に会長代行をお願いいたします。それでは副会長ご挨拶をお願いいたします。

副 会 長

課長の方から会長が欠席されるお話がありまして、代わりを務めさせていただきます。

昨年の暮れあたりから、高校生のサッカーやラグビー、バスケット、バレーといったいろんな競技の中でスーパーサブという非常に響きのいい言葉が聞こえておりますが、このスーパーサブの役目は勤められませんけれども、会長の代役を一生懸命務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

課 長

副会長ありがとうございました。

続きまして、市から協議会へ諮問をさせていただきます。

市長、副会長その場にてご起立をお願いいたします。

市長 諮問書の読み上げ  
《市長が諮問書を副会長へ提出》

課長 ありがとうございます。  
本日の協議会につきましては、今回の諮問に基づきまして、来年度の税率、18歳以下の均等割減免について後ほどの議題の中で協議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、市長につきましては諮問する立場でありますのでここで退席となりますことをご了承いただきたいと思っております。

これより議事になりますが、運営協議会規則第6条に代表するそれぞれの委員半数以上の出席がないと議事を開くことができないとされており、また運営協議会規則第6条第4項に協議会に出席できない委員に、あらかじめ通知された議題に対して、書面による表決を求めることができるとされており、3名の意見書を含めましてそれぞれ半数以上となりますので、協議会の成立を宣言させていただきます。

それでは議事に入ります。座長につきましては、副会長よろしくお願いいたします。

副会長 それでは議題（1）議事録署名委員の指名につきましては、笛吹市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定により、被保険者代表の委員と公益代表の委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして議題（2）令和5年度笛吹市国民健康保険税の税率について事務局から説明を求めます。

事務局 《議題（2）について資料による説明》  
・令和5年度笛吹市国民健康保険税の税率について  
1ページ 納付金の状況について

まず市町村の納付金についてですが、国民健康保険制度改正前の平成29年度までは市町村単位での運営となっておりますが、平成30年度から国民健康保険制度改革による県単位化により、県

も保険者として財政運営の責任主体となりました。現在、県が各市町村の納付金を決定し、市町村は決定された納付金を納めています。市町村の納付金算出のイメージとしましてお手元の図をご覧ください。最初に県は県全体の保険給付費を見込みます。図の保険給付費は569億円となっておりますが、県は、前年度の医療費等から保険給付費となる支出額を見込み、収入として国からの公費、交付金等を406億円としますと、残り163億円が不足しますので、この部分を応能、応益として各市町村の所得総額や被保険者数等から按分し、医療費水準等を反映させて納付金を算出することになります。併せて、県は市町村ごとの標準保険税率もここで提示します。この標準保険税率とは、この税率にすると納付金を納める税収入が見込めます、といったものになります。県から納付金が示され、市は納付金及び保健事業費等支出額を見込み、公費となる交付金等を考慮し、また、県からの標準保険税率等を参考に保険税率を設定するといった仕組みになっております。

昨年の12月1日、仮算定ではありますが県より令和5年度の納付金額が提示されました。表の上段右端の赤字が令和5年度仮算定の納付額になります。上から医療費分が16億1,524万4,667円、高齢者支援分が5億6,322万9,596円、介護納付金分が1億9,349万7,635円で合計23億7,197万1,898円でした。昨年度比からは1億1,722万6,430円の増額となり、納付金制度後、大幅な増額となりました。中段は一人当たりの納付金額となっており、下段は激変緩和による減額調整措置額となります。笛吹市の一人当たりの納付金額は、この減額調整措置により1,749円減額され、15万4,004円になります。

なお、激変緩和による減額調整措置額は、6年間の限定措置であるため令和5年度で終了します。

## 2ページ 県標準税率との比較、3ページ 平成30年度からの収支決算及び令和9年度までの収支の推計について

令和4年度につきましては、市の税率は県の標準税率を全体的に上回っておりましたが引き下げはせず、昨年の国保運営協議会

において、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮した中で「据え置き」となりました。令和4年の決算見込みは、納付金を納めるために設定された県の標準税率を上回っていたこと、新型コロナウイルス感染症の影響も大きくなかったことなどがあり、単年度収支は1億4,100万円の黒字決算の見込みとなります。県の標準税率で運営していた場合、歳入歳出ともほぼ見込み額どおりとなり、健全な国保運営ができたこととなりますが、これは、納付金を考慮した笛吹市の税収見込みどおりであったこと、新型コロナウイルス感染症の影響等をほとんど受けることがなかったことなどが考えられます。

令和5年度につきましては、納付金額が前年度比で1億円以上の増額となりますが、引き続き現行の保険税率とした場合と納付金を納めるために県が示した標準税率とした場合とで比較しました。令和5年度は医療分の所得割、平等割を除き県の税率が全て上回り、全体的に県の標準税率が高めの設定となっております。それぞれの税率で運営した場合の単年度収支を比較しますと、現行税率では17,522千円のマイナス決算、県の標準税率は33,505千円の黒字決算となります。また、令和6年度以降現行の税率で激変緩和措置終了に伴い納付金額が増加していくと見込み単年度収支を推計したところ、毎年度マイナス決算になる見込みであるため、納付金を納めるためには県の標準税率に合わせ、税率を引き上げるべきであると考えられますが、令和4年度の単年度収支決算は黒字が見込まれている上、現在、基金積立は9億9千万円ございますので、当面は財政調整基金を充てながら運営していくことは十分可能であると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症も長引く中、原油価格・物価上昇による被保険者世帯の負担を考慮することも必要であるため、市としましては、令和5年度の国民健康保険税率は「据え置き」が妥当であると考えます。

4ページ 過年度からの笛吹市国民健康保険税率の改定状況

5ページ 近隣市の保険料率

事務局からの説明は以上になります。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

副 会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか？何かありますか。

よろしければ、令和5年度の笛吹市国民健康保険税の税率は据え置きということでお諮りしてよろしいでしょうか？

(賛同あり)

では、据え置きということでもよろしくをお願いいたします。

それでは後日、市長に答申をさせていただきます。

副 会 長

続きまして議題(3) 18歳以下の均等割減免について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

《議題(3)について資料による説明》

・18歳以下の均等割減免について

6ページ 18歳以下の国保被保険者への国保税均等割額の減免について

令和4年度から始まった国の制度によりまして、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に小学校入学前の未就学児がいる場合は未就学児にかかる均等割額を5割軽減する制度が始まっています。市では令和5年度より子育て支援策として、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、減免の範囲を18歳以下高校生まで拡大する、市独自の制度の導入を検討しており、均等割額減免対象を拡大した場合は県内初の取り組みとなります。

現在、全国的にもいくつかこの制度を取り入れている自治体もありまして、茨城県などはほとんどの自治体がこの制度を導入しております。

次に減免適用後の均等割額についてご説明いたします。表の中ほどをご覧くださいと思います。こちらは現在の未就学児の減免適用した均等割額の算出表となり、18歳以下に減免対象を拡大しても同様な取り扱いとなります。

まず所得に応じ、軽減なし、7割軽減、5割軽減、2割軽減に世帯が分類されます。軽減なし世帯については、2万円の課税となります。7割軽減世帯については、6,000円の課税となります。5割軽減世帯については、1万円の課税となります。2割軽減世帯については、1万6,000円の課税となります。

次に対象範囲についてです。

令和4年度については、対象者は令和4年10月31日時点の被保険者で算出しています。対象者が未就学児で軽減対象は446人、軽減額は556万8,225円でした。令和5年度については、未就学児は軽減対象が437人、軽減額は565万8,000円を見込んでいます。18歳以下まで対象を広げた場合、未就学児を除いた対象者が1,106人、軽減額は1,636万円を見込んでおります。未就学児の軽減については、国の制度のため、軽減額に対して国・県から交付金が交付されますが、市独自の制度による軽減額に対しては、交付対象外となっています。そのため、18歳以下へ拡大した1,636万円の軽減額の減収分については、市の政策によるものなので、一般会計から繰り入れを行い、減収分を補うこととなります。

説明は以上となります。減免制度導入につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。

副 会 長

ただいま事務局から減免制度について説明をいただきましたが、ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

委員 18才以下の減免範囲拡大については、とてもいいことだと思いますが、先ほど茨城県では大体100%の市町村が実施しているというようなお話がありました。茨城県の場合は全体の市町村が一般会計繰入で処理をしているということでしょうか？

事務局 国保特別会計の中で対応している自治体もあると聞いていますが、すべての自治体を把握しておりません。

委員 心配するのは、減免範囲の拡大については、政策としてやることですので、減免範囲の拡大を行った場合、恒久的に実施しなければならないと思います。財源の確保については、事務局の説明で向こう5年くらいのシミュレーションもありましたけれど、いわゆる個人がかかる給付金の額も一定据え置きで、税率も据え置きでシミュレーションでしたけれど、もしそこで変動があった場合、一般会計が国保経営の頼りで大丈夫なのか少し心配があります。

それともう一つは、国保へ加入している方については子育て支援の恩恵を受けられますけれども、逆に子育て支援ということになれば社会保険の人たちもいるわけですね。基本的にはこれは政策ですからそれでいいんですけど、少し心配になりました。特に恒久的な子育て支援であれば、それが持続可能は大丈夫でしょうか。

部長 今回の軽減の拡充については、国保課及び政策課との協議を重ねさせていただきました。

基本的に特別会計でありますから特別会計内で処理をしていくべきというのが我々の考え方です。十分シミュレーションした中で、これまでずっと激変緩和に備えて積み立ててきた基金等が十分ございますので、軽減の拡充が恒久化しても十分やっつけられるだろうという見込みを国保課としてたてております。

今回子育て世帯の応援ということで、政策的に考えたいというような財政当局の方の考え方もあり、一般会計の方から繰り入れ

させてもらうということになりました。国保会計でいいますと、激変緩和等々も考える中で、今まで県の方で余剰金を当てており、3年、4年と県が示す標準税率はかなり税率が低い状態で市町村に示されていましたが、あまり国保税率が上下してしまうというのはいかなものかということもあり、また新型コロナウイルスの影響等もございましたので据え置きをしていました。今後、収支にはマイナスが見込まれますけれども、今まで貯めた基金等で十分やっていけるだろうと考えておりますし、今回の18歳以下の均等割減免についても年間1,600万から1,800万ぐらいの推移で負担額が増額となる部分がありますが、それを加味しても、やっていけるというのが我々の見解でありました。

副 会 長

ありがとうございました。他にどなたかご質問ありますか。

私からも少しよろしいでしょうか。先ほど市長の説明の中で、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、今回の政策に取り組むということですがけれども、子育て世代の経済的な負担を軽減するというのは、どこの市町村でも全く同じ条件だと思えるんですけども、そこを超えてと言いますか、それを加味してもやろうとする、そのような熱い思いをお話していただければお聞かせ願いたいと思います。

部 長

先ほど委員の方からもありましたとおり国民健康保険の方だけではなく、社会保険の方たちに対するのはどうするんだというような意見もございました。それについても議論の対象にはなったわけですがけれども、まず国民健康保険の方から始めたいと、市の長期計画でも子育て世帯の政策というのは充実していきたいというのが市長の考えでありましたのでその一環として、国保については今回の諮問をさせていただいたということでもあります。国保では今回このような政策でございますけれども、それ以外の子育て世代の応援ということについては、様々なことを考えてやっていこうというのが基本路線でありますので、今後子育て世帯の応

援については、他の分野等についても今後を充実させていきたいというのが市としての考え方でございます。

副 会 長            ありがとうございます。  
                          どなたか他に何かありますでしょうか？

委        員            国保の保険料の中からやられる場合、十分耐えうるというお話をされたと思いますが、今回、政策を行うことで掛かる負担額については、国保の会計から負担するのですか、それとも一般会計からの負担になるのですか。

部        長            今回議論の中で最終的な結論については政策的なことの考え方からということになりましたので、一般会計から補填分については国保会計に繰り入れをするということになりますので、一般会計でみるということになります。

委        員            ありがとうございます。であれば、なおのこと先ほど委員がおっしゃられたように、社会保険の方への取り組みもぜひお願いしたいと思います。

副 会 長            他に何かご意見ご質問がございますか？

                          この制度については、表に出ると同時に他の市町村からかなり注目を浴び、いろんな意味で照会等が来るかと思います。私どもとすれば良い制度だと思いますし、県内初めての試みということですので、ぜひまた頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

                          他に何かご意見等ありますでしょうか？よろしいですか。

                          18歳以下の均等割減免につきましては、原案のとおり私どもとすれば承認するというところでよろしいでしょうか？

                          (賛同あり)

それでは議題についての質問をいただいたわけですが、それ以外に何かせっかくの機会ですから、ご質問等があったらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

よろしければ以上をもちまして議事を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

課 長

令和5年度の笛吹市国民健康保険税の税率、それから18歳以下の均等割減免につきまして、ご検討いただきありがとうございました。今後のスケジュールについてですが、今回審議いただきました内容につきまして、妥当にご意見をいただきましたので、答申書を作成し、来週中には市長に答申を上げる形になっております。

なお、当初予算への反映等もあり、時間的余裕がないため答申文の内容につきましては、会長、副会長にご一任いただくようお願いいたします。委員の皆様にはご報告という形になりますが、答申文を郵送させていただきたいと思っておりますのでご了承お願いいたします。

副会長ありがとうございました。

続きまして、6その他になります。本日の議題から離れまして、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか？よろしいでしょうか？事務局から何かありますか。

健康づくり課  
課 長

現在、新型コロナウイルスの感染症の第8波の拡大が広がっております。併せて、昨年一昨年はそれほど流行らなかった季節性のインフルエンザですが、今年度は感染者が増加をしております。山梨県内でも流行期に入っております。コロナと新型インフルエンザが同時に流行しますと、医療機関の外来に大きな影響が出てきます。

そこで皆様をお願いしたいことがあります。感染対策ももう3年間やっただいておりましたが、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。特にこの時期は寒い時期で暖房を使って窓等を閉め切っていることが多いですので、1時間に1回ぐらいは窓を開けて空気の入替え等の換気をお願いいたします。そしてコロナのワクチン接種、インフルエンザのワクチン接種をまだ受けてない方につきましては、ぜひご検討をお願いいたします。また、発熱したときに備えて抗原検査キット、そして解熱鎮痛剤の用意もしておいていただきたいと思います。

外来の受診の流れですが、現在、医療機関がだいぶ逼迫をきております。発熱や風邪等の症状がある方につきましては、重症化リスクが高い、65歳以上の方、また基礎疾患がある方、妊婦さん、小学生以下のお子さんにつきましては、発熱など症状がある場合については、まずかかりつけの先生に電話を入れてから受診をする。かかりつけの先生がいらっしゃらない方については県の受診相談センターの方に電話をして、医療機関の相談をしてから受診をする。そして重症化リスクの低い方、中学生以上で64歳以下の方で特別基礎疾患がない方につきましては、まず受診をする前に症状がある場合については、自分で抗原検査キットを使って検査をして陽性か陰性かを確認した上で、陽性の場合につきましては、県のフォローアップセンターの方に連絡をして登録をして自宅療養に入るとい受診の流れに沿った行動をお願いいたします。感染者の方が増えてきてコロナやインフルエンザ以外でも普段医療が必要な方に必要な医療がきちんと届かないような状況に陥る場合もありますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

課 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何か関連してご意見等ございますでしょうか？

よろしいでしょうか？それではその他事務局から何かあるでしょうか？

事 務 局

《委員報酬について説明》

課 長

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和4年度第2回国保運営協議会を終了いたします。会を閉じるに当たりまして互礼を交わしたいと思います。ご起立をお願いします。相互に礼。お疲れ様でした。

お気をつけてお帰りください。

閉 会